

第4回新たな大都市制度検討協議会

座長 浅田 均  
提出資料

平成23年8月24日

## 【別綴じ】

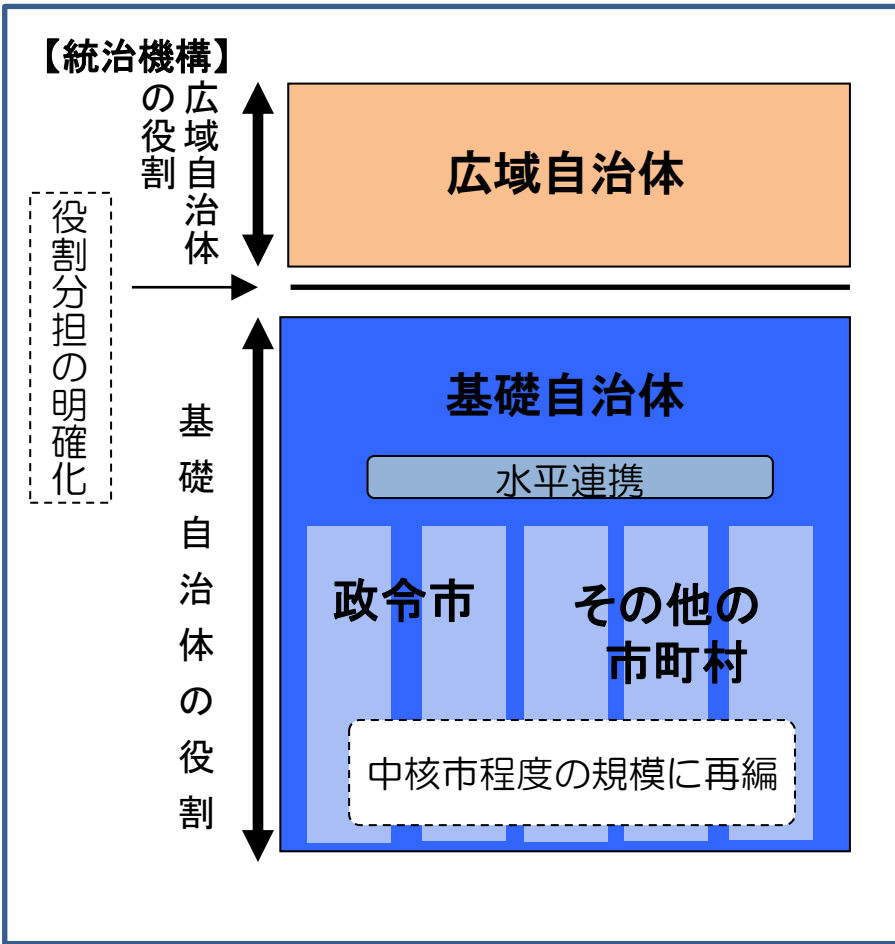
### 協議事項1

## 大阪府域における統治機構のあり方

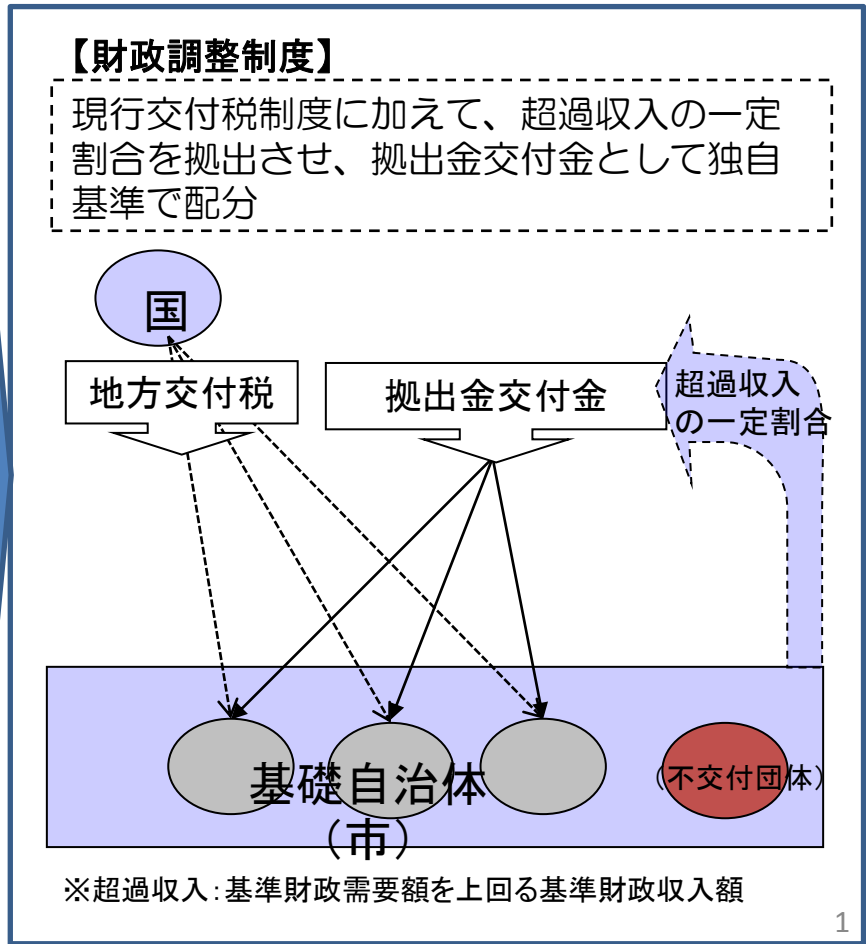
## 統治機構のパターンイメージ

# ◆統治機構のパターンイメージ①-1～再編(中核市規模の基礎自治体へ再編)～

- 府域に広がった都市集積を活かした戦略的な広域自治体の実現が可能ではないか。
- 巨大で官僚的な基礎自治体から、住民の参政、参画のもと住民が自己決定できる住民に近い基礎自治体の実現できるのではないか。
- 大阪市の都市としての一体性、スケールメリットについても、財政調整機能を導入するとともに、ゴミ等は基礎自治体間の水平連携を活用することにより、現行水準は十分確保できるのではないか。
- 先ず、大阪圏において広域自治体と適切な規模の基礎自治体に再編することにより、住民に近い基礎自治体と関西圏の強みを活かして広域機能を一元的に担う広域自治体で構成される関西州の実現につながるのではないか。

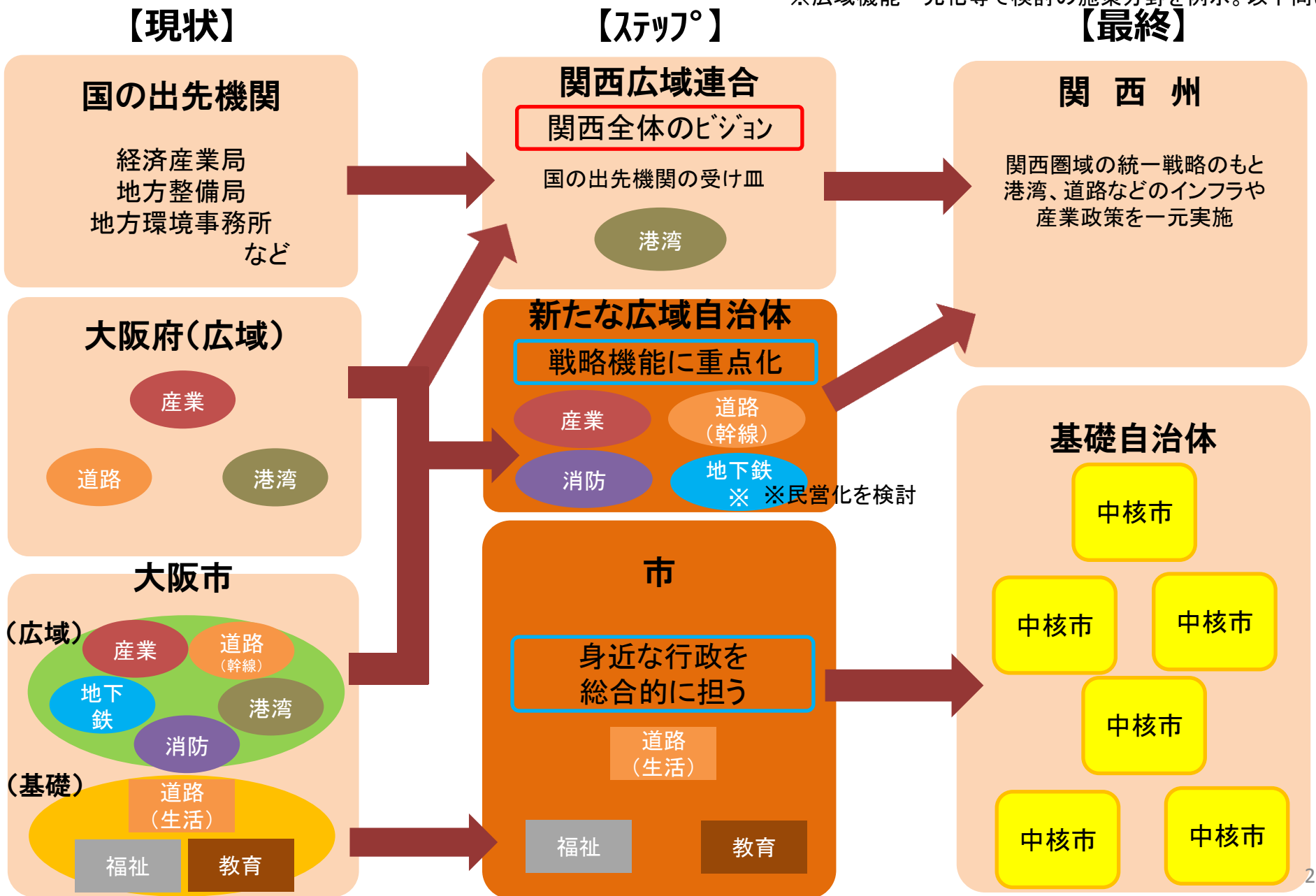


財政調整制度を導入



◆統治機構のパターンイメージ①-2～再編(中核市規模の基礎自治体へ再編)～  
 【広域一元化はじめ広域と基礎のあり方整理 イメージ図】

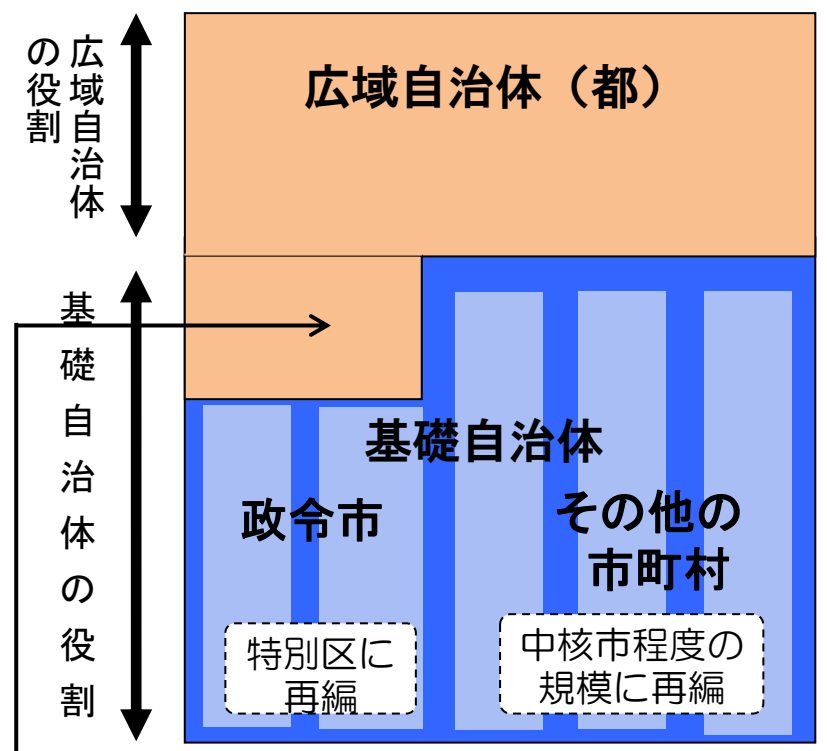
※広域機能一元化等で検討の施策分野を例示。以下同じ



# ◆統治機構のパターンイメージ②-1～再編(現行の都区制度を適用)～

- 府域に広がった都市集積を活かした戦略的な広域自治体の実現が可能ではないか。
- 住民の参政、参画のもと住民が自己決定できる住民に近い基礎自治体の実現可能だが、財源調整機能が広域自治体に担保されるとともに権限が限定されており、市町村に比べ自治機能の向上は限定的ではないか(基礎自治体が主役とはならない)。
- 広域自治体である都が都市として一体的に担う必要がある事務の明確化や、その事務配分に応じた財政調整制度を検討する必要があるのではないかと(現行の都区財政調整制度の単純適用は困難)。
- 関西州移行時には、基礎機能を担う都と役割が限定されている特別区の役割分担が改めて成されなければ、都と関西州の役割が不明確になったり、権能が異なる基礎自治体の混在を招くのではないかと。

## 【統治機構】



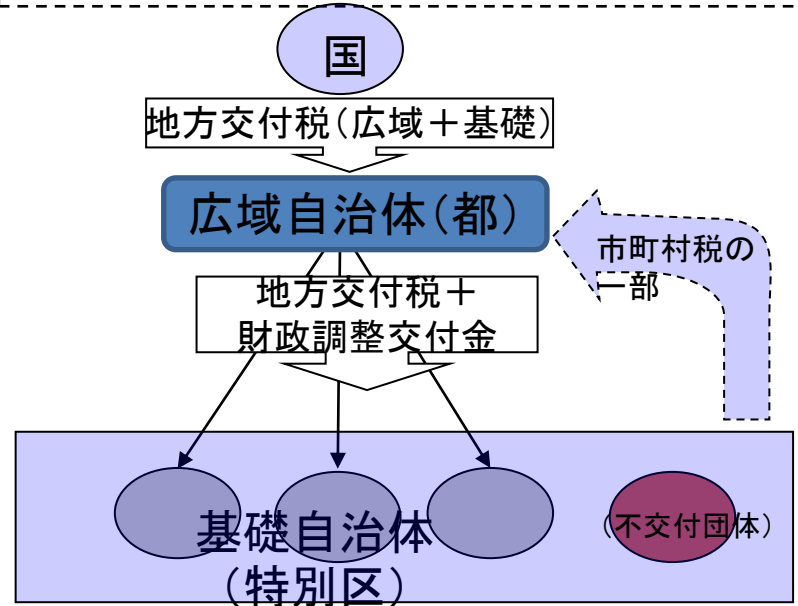
広域自治体(都)が一体的に行うことが必要な事務

※東京同様の制度を想定

財政調整制度を導入

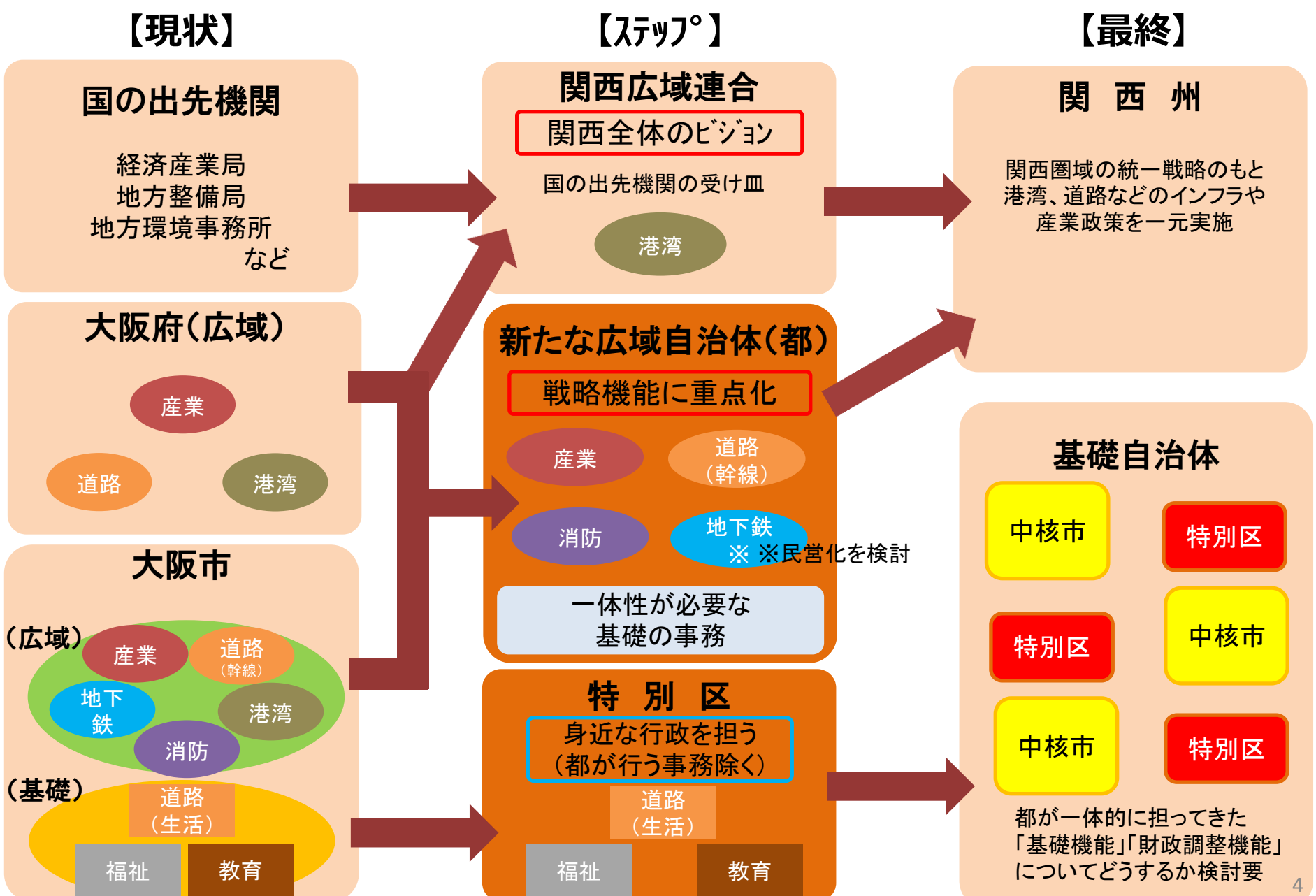
## 【財政調整制度】

都が基礎自治体(特別区)に代わって行う事務に必要な経費を控除のうえ、交付税+財政調整交付金として特別区に対して独自基準で配分



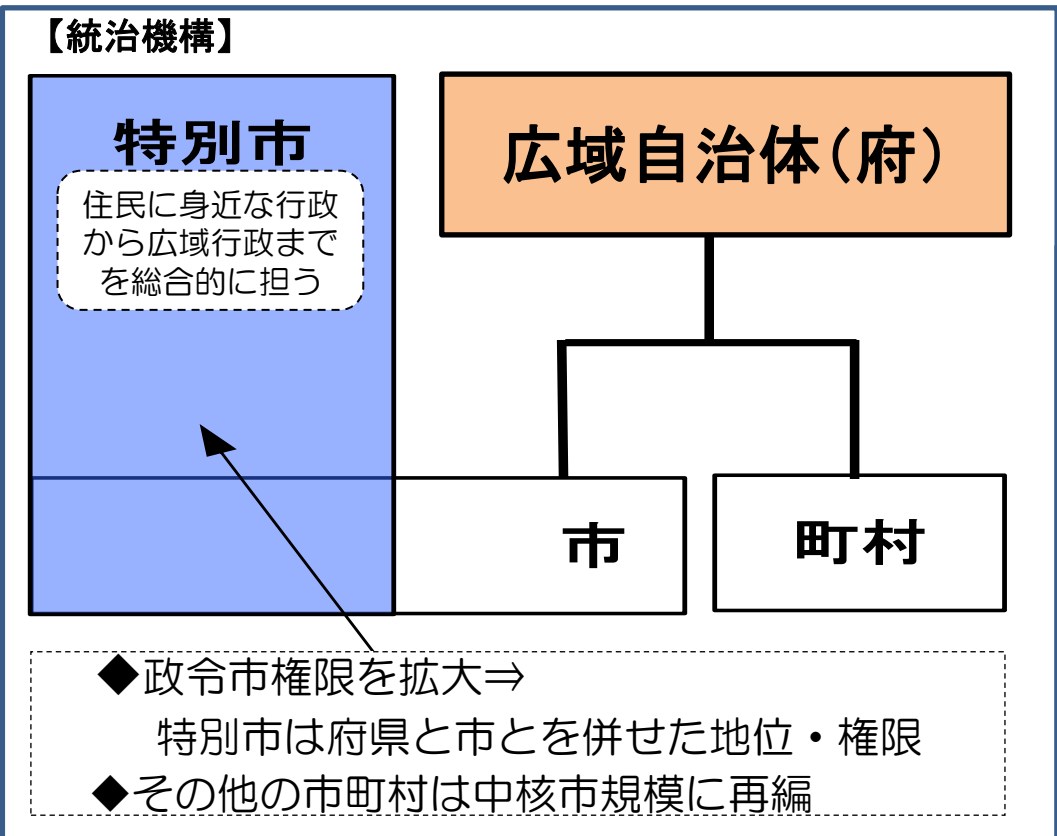
※東京都区は昭和29年の交付税制度創設以来、交付税不交付団体

◆統治機構のパターンイメージ②-2～再編(現行の都区制度を適用)～  
 【広域一元化はじめ広域と基礎のあり方整理 イメージ図】



# ◆統治機構のパターンイメージ③-1～政令市から特別市～

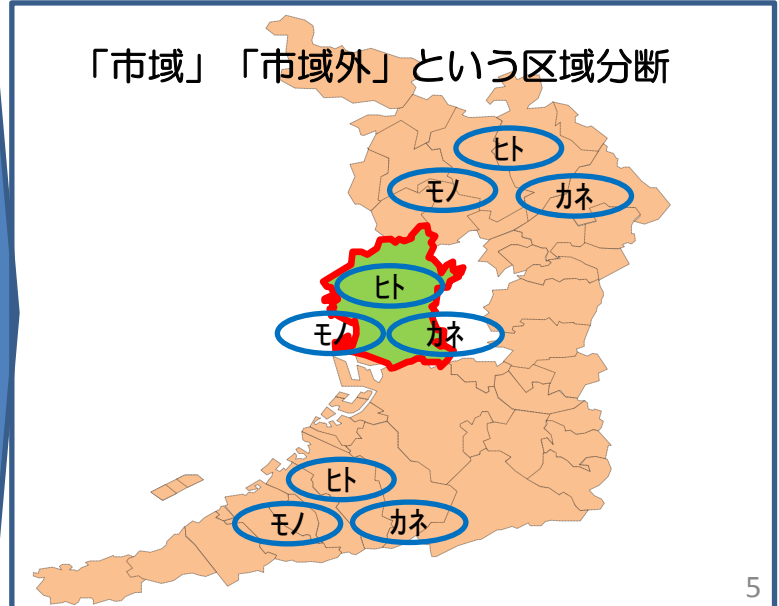
- 市域の一体性は確保されるが、府域に広がる都市集積を大阪市域と府域で完全に分断。大阪都市圏の持つ都市の強み、一体性を活かさないのではないか。
- 大阪市が府から独立することにより表面上は二重行政はなくなるが、狭隘な面積の大阪都市圏としてみれば二元行政状態は解消されないのではないか。
- 特別市が広域機能と基礎機能を担うことにより、その利益が輻輳するなど一つの自治体で両機能を担うことは限界があるのではないか。
- 特に、区における住民の参政が保障されない現行の行政区長制度のままであれば官僚的で住民から遠い基礎自治体として、自治機能の向上は望めないのではないか。
- 関西州実現時には、州と特別市が広域機能を担うことになり、圏域分断により、大阪都市圏、関西圏域の一体性が確保されないばかりか、都心部と地方の対立をも惹起することになるのではないか。



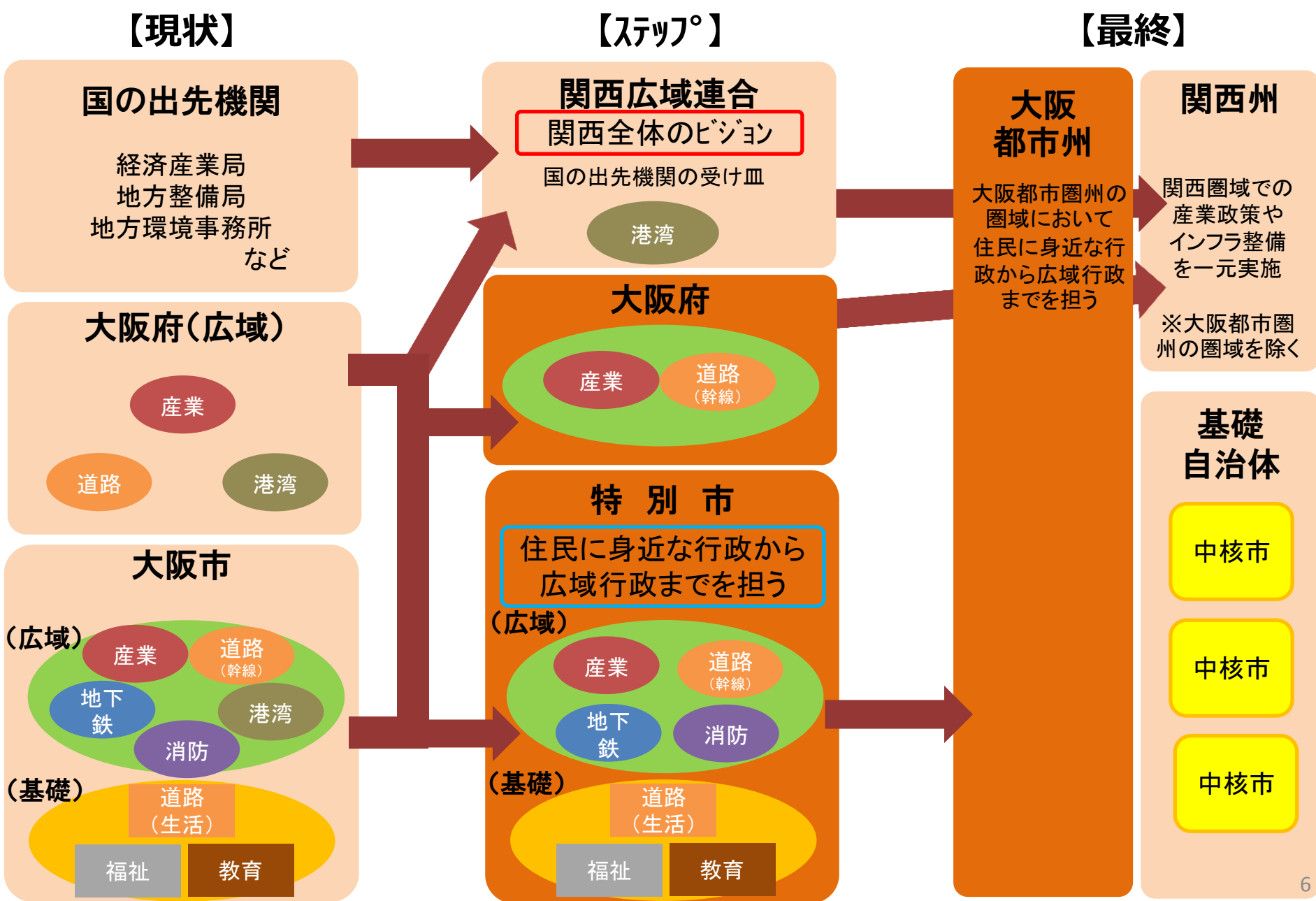
**【財政調整制度】**

特別市の機能として行政区に財源配分

⇒財政調整制度を設ける必要なし



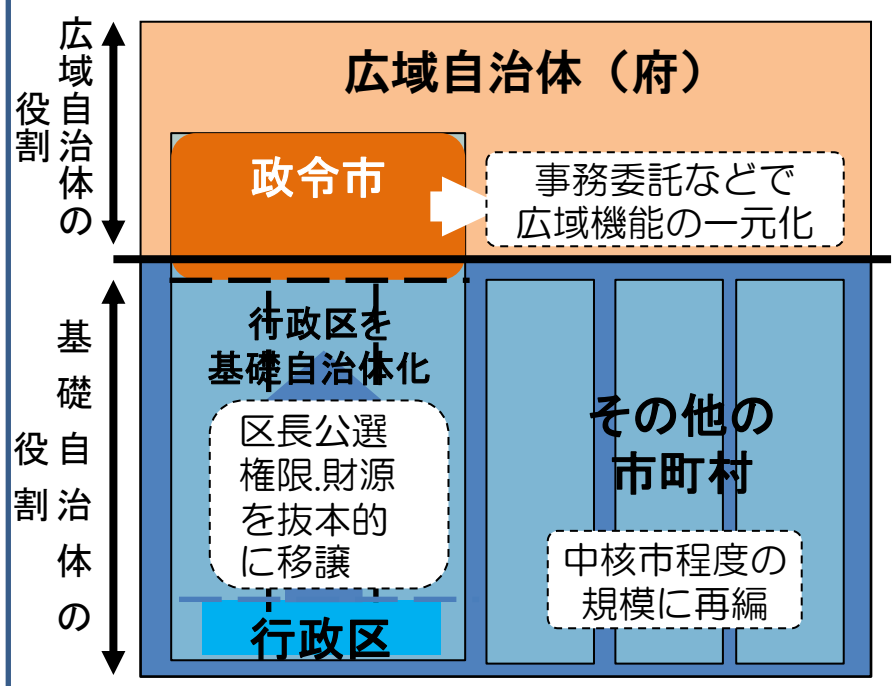
◆統治機構のパターンイメージ③-2～政令市から特別市～  
 【広域一元化はじめ広域と基礎のあり方整理 イメージ図】



# ◆統治機構のパターンイメージ④-1～政令市存置(区長公選)～

- 政令市の役割を精査することにより、府市の連携が進めば、府域に広がった都市集積を活かした戦略的なオペレートが一定可能になるのではないか。  
(連携できなければ、広域機能は府市に併存する可能性あり)
- 区長公選や法人格を付与することにより、住民の参政、参画のもと住民が自己決定できる住民に近い基礎自治体の実現可能だが、市長と区長の役割分担の明確な整理が必要ではないか。
- 大阪市の都市としての一体性、スケールメリットについても、財政調整機能を導入することで現行サービス水準は確保できるのではないか。
- 政令市制度の枠内での改革から府市再編へと移行することにより、住民に近い基礎自治体と関西圏の強みを活かして広域機能を一元的に担う広域自治体で構成される関西州の実現につながるのではないか。

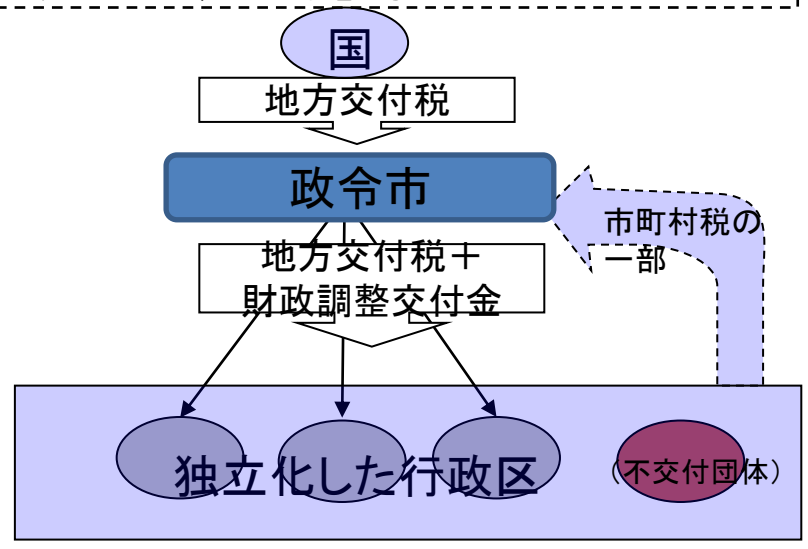
## 【統治機構】



財政調整制度を導入

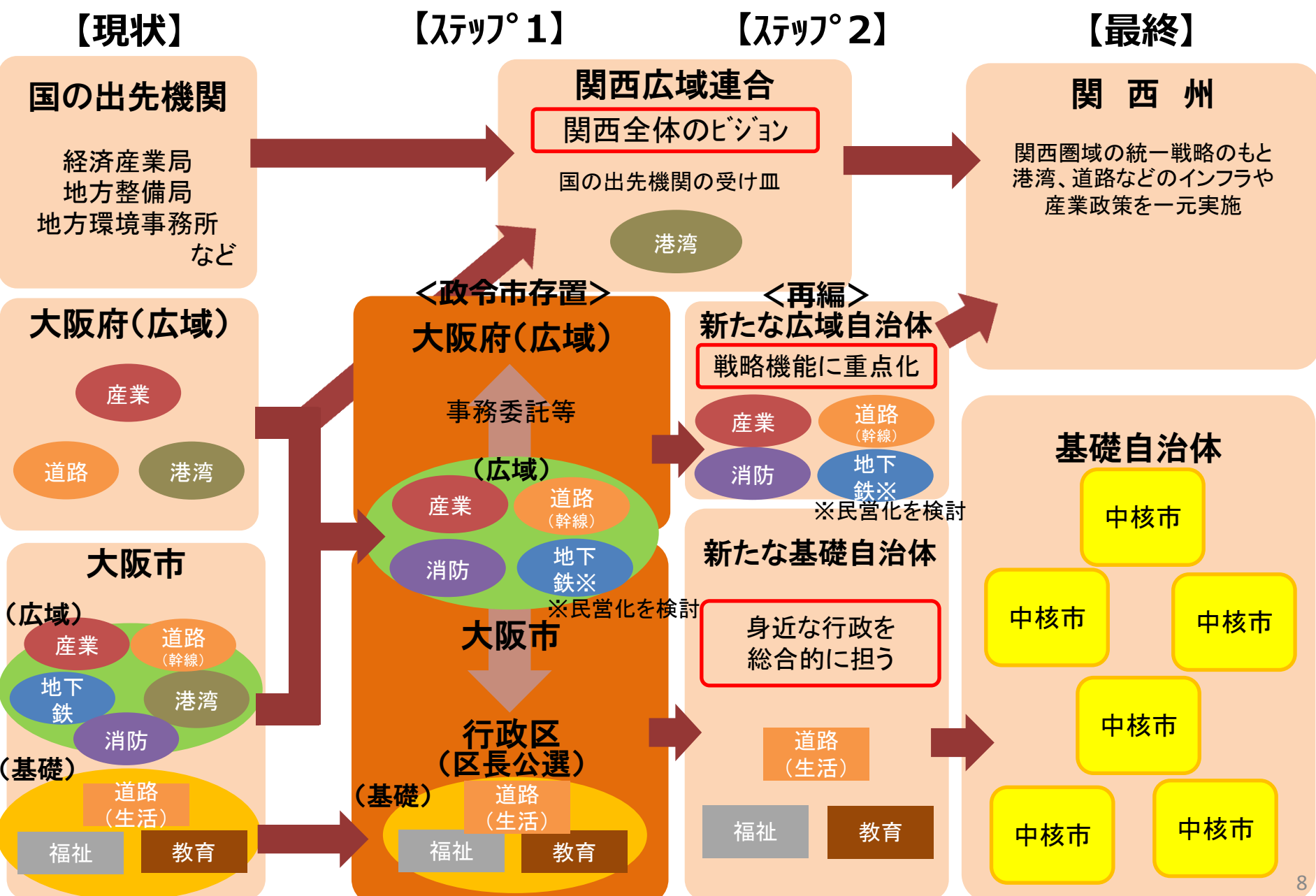
## 【財政調整制度】

財政調整と一体的に処理する事務の原資として、行政区が賦課徴収した市町村税の一部と政令市に交付される地方交付税を合算した上で、独自基準により配分



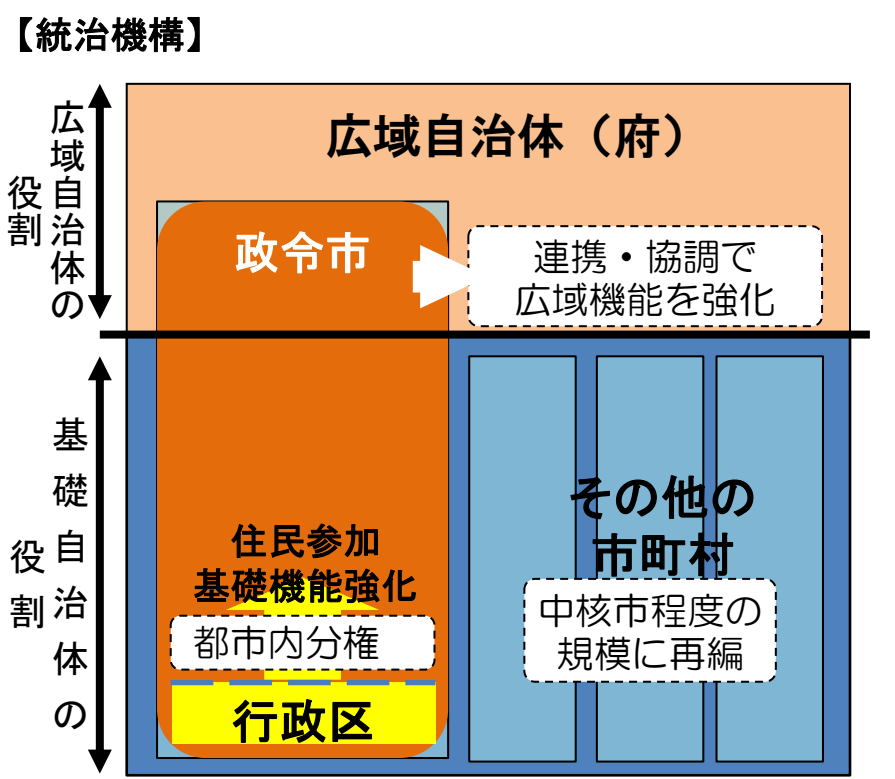


◆統治機構のパターンイメージ④ー2～政令市存置(区長公選)～  
 【広域一元化はじめ広域と基礎のあり方整理 イメージ図】

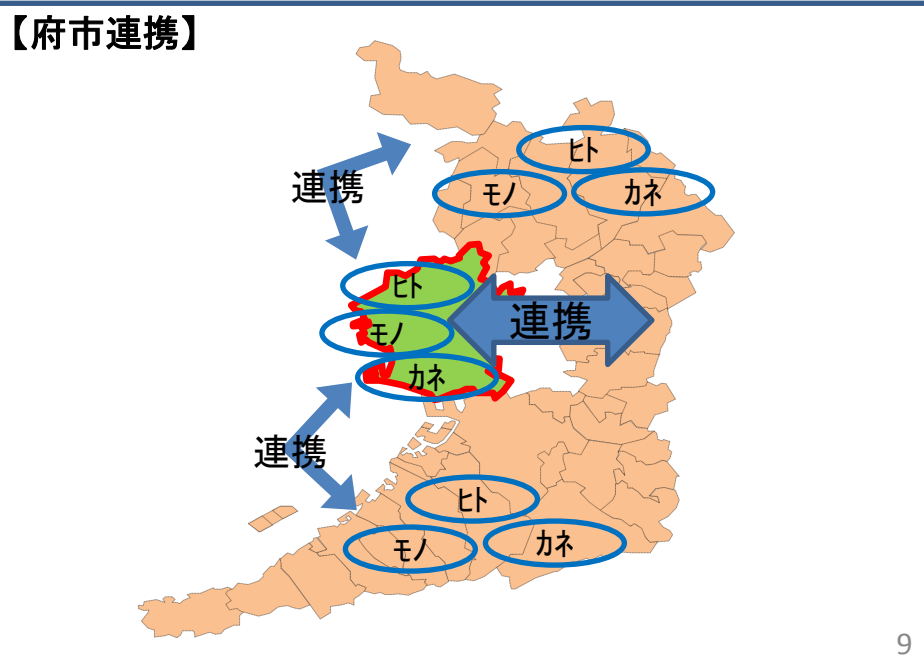


# ◆統治機構のパターンイメージ⑤-1～政令市存置(都市内分権)～

- 府域に広がる都市集積を市域と府域で分断。大阪都市圏の持つ都市の強み、一体性を活かさない二元行政状態を解消できないのではないかと(連携で可能であれば今までに実現)。
- 都市内分権のレベルは様々。行政区を住民から遠く巨大で官僚的な本庁のコントロールから住民のコントロールに切り替えていくためには、住民の参政、参画が不可欠ではないか。
- これが実現しない限り、住民が自己決定できる住民に近い基礎自治体の実現できたとは言えないのではないか。
- 府、他の市町村との連携については、利害が対立する分野や利害を超えて戦略的な対応が必要な分野では困難ではないか。また巨大な政令市といえども他の市町村を完全に補完する連携は困難ではないか。
- 関西州移行時には、広域機能を担う政令市の役割が整理されなければ、関西州と政令市の役割が不明確になり、大阪都市圏、関西圏域の一体性が確保されないばかりか、その強みを活かすきれないのではないか。



**【財政調整制度】**  
 政令市の機能として行政区に財源配分  
 ⇒財政調整制度を設ける必要なし



◆統治機構のパターンイメージ⑤-2～政令市存置(都市内分権)～

【広域一元化はじめ広域と基礎のあり方整理 イメージ図】

